

第 3 2 号議案

学校法人助成に関する条例の一部改正について

学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

学校法人助成に関する条例の一部を改正する条例

学校法人助成に関する条例（昭和 2 9 年豊川市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第132条</u> の規定により、学校法人が市に援助を申請しようとするときの手続は、市長が定める。	私立学校法（昭和24年法律第270号） <u>第59条</u> の規定により、学校法人が市に援助を申請しようとするときの手続は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、私立学校法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。